

規則番号	規則名	所管名	公布年月日
規則第53号	さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	障害支援課	平成31年4月24日
規則第54号	さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則	年金医療課	平成31年4月26日
規則第55号	さいたま市盆栽四季の家条例施行規則の一部を改正する規則	文化振興課	平成31年4月26日
規則第56号	さいたま市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則	文化振興課	平成31年4月26日
規則第57号	さいたま市伝統文化施設条例施行規則の一部を改正する規則	文化振興課	平成31年4月26日
規則第58号	さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則の一部を改正する規則	大宮盆栽美術館	平成31年4月26日
規則第59号	さいたま市体育館条例施行規則の一部を改正する規則	スポーツ振興課	平成31年4月26日
規則第60号	さいたま市大宮武道館条例施行規則の一部を改正する規則	スポーツ振興課	平成31年4月26日

さいたま市規則第53号

さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市児童福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
様式第1号の2（第1条の2の2関係） [略] 特例障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書 [略] [略]	様式第1号の2（第1条の2の2関係） [略] 特例障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書 [略] [略]																
[略]	[略]																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">受付年</td> <td style="width: 25%;">年</td> <td style="width: 25%;">決定年</td> <td style="width: 25%;">年</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td>月 日</td> <td>月 日</td> <td>月 日</td> </tr> </table>	受付年	年	決定年	年	月 日	月 日	月 日	月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">受付年</td> <td style="width: 25%; text-align: center;"><u>平成</u></td> <td style="width: 25%;">決定年</td> <td style="width: 25%; text-align: center;"><u>平成</u></td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td>月 日</td> <td>月 日</td> <td>月 日</td> </tr> </table>	受付年	<u>平成</u>	決定年	<u>平成</u>	月 日	月 日	月 日	月 日
受付年	年	決定年	年														
月 日	月 日	月 日	月 日														
受付年	<u>平成</u>	決定年	<u>平成</u>														
月 日	月 日	月 日	月 日														
[略]	[略]																
[略]	[略]																

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第54号

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（平成13年さいたま市規則第123号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
様式第1号（第14条、第20条関係） ㊟ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請書（ 現況届）兼受給資格者台帳				様式第1号（第14条、第20条関係） ㊟ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請書（ 現況届）兼受給資格者台帳			
[略]	[略]			[略]			
	⑥	[略]		[略]	[略]		
	加入	資格取得	年	[略]	資格取得	昭・平 年	
	医療	年月日	月 日	年月日	月 日	日	
保	[略]			[略]			
険	[略]			[略]			
の	[略]			[略]			
状	[略]			[略]			
況	[略]			[略]			
[略]				[略]			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第55号

さいたま市盆栽四季の家条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市盆栽四季の家条例施行規則（平成13年さいたま市規則第169号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																																								
<p style="text-align: center;">(附属設備の利用料金)</p> <p>第6条 条例第11条第3項の規定により規則で定める附属設備の利用料金は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>利用料金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茶道用具</td> <td>[略]</td> <td><u>590円</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拡声装置</td> <td>[略]</td> <td><u>590円</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表による利用料金は、条例別表に定める午前、午後及び夜間における利用をそれぞれ1回として計算する。</p> <p>様式第2号（第2条関係） 盆栽四季の家利用変更許可申請書 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">利用料金</td> <td>既納利用料金</td> <td>[略]</td> <td>納入すべき</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">[略]</td> </tr> <tr> <td>変更後の利用料金</td> <td>[略]</td> <td>利用料金</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第4号（第3条関係） 盆栽四季の家利用変更許可書 [略]</p>	品名	単位	利用料金	備考	茶道用具	[略]	<u>590円</u>	[略]	[略]				拡声装置	[略]	<u>590円</u>	[略]	[略]				[略]				利用料金	既納利用料金	[略]	納入すべき	[略]	変更後の利用料金	[略]	利用料金	[略]				<p style="text-align: center;">(附属設備の利用料金)</p> <p>第6条 条例第11条第2項の規定により規則で定める附属設備の利用料金は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茶道用具</td> <td>[略]</td> <td><u>580円</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>拡声装置</td> <td>[略]</td> <td><u>580円</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表による使用料は、条例別表に定める午前、午後及び夜間における利用をそれぞれ1回として計算する。</p> <p>様式第2号（第2条関係） 盆栽四季の家利用変更許可申請書 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">使用料</td> <td>既納使用料</td> <td>[略]</td> <td>納入すべき</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">[略]</td> </tr> <tr> <td>変更後の使用料</td> <td>[略]</td> <td>使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第4号（第3条関係） 盆栽四季の家利用変更許可書 [略]</p>	品名	単位	使用料	備考	茶道用具	[略]	<u>580円</u>	[略]	[略]				拡声装置	[略]	<u>580円</u>	[略]	[略]				[略]				使用料	既納使用料	[略]	納入すべき	[略]	変更後の使用料	[略]	使用料	[略]			
品名	単位	利用料金	備考																																																																						
茶道用具	[略]	<u>590円</u>	[略]																																																																						
[略]																																																																									
拡声装置	[略]	<u>590円</u>	[略]																																																																						
[略]																																																																									
[略]																																																																									
利用料金	既納利用料金	[略]	納入すべき	[略]																																																																					
	変更後の利用料金	[略]	利用料金																																																																						
[略]																																																																									
品名	単位	使用料	備考																																																																						
茶道用具	[略]	<u>580円</u>	[略]																																																																						
[略]																																																																									
拡声装置	[略]	<u>580円</u>	[略]																																																																						
[略]																																																																									
[略]																																																																									
使用料	既納使用料	[略]	納入すべき	[略]																																																																					
	変更後の使用料	[略]	使用料																																																																						
[略]																																																																									

[略]				
利 用 料 金	既納利用料 金	[略]	納入 還付 すべき 利用料金	[略]
	変更後の利 用料金	[略]		
[略]				
				[略]

[略]				
使 用 料	既納使用料	[略]	納入 還付 すべき 使用料	[略]
	変更後の使 用料	[略]		
[略]				
				[略]

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正、別表の改正（「580円」を「590円」に改める部分を除く。）並びに様式第2号及び様式第4号の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後のさいたま市盆栽四季の家条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の附属設備の利用に係る利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の附属設備の利用に係る利用料金で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後の附属設備の利用に係る利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

さいたま市規則第56号

さいたま市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市文化会館条例施行規則（平成13年さいたま市規則第171号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前					
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）					
1 文化センター					1 文化センター					
(1) 大ホール及び小ホールの附属設備の利用料金					(1) 大ホール及び小ホールの附属設備の利用料金					
名 称	単位	利用料金		備考	名 称	単位	利用料金		備考	
		大ホール	小ホール				大ホール	小ホール		
舞 台 設 備	講演台	[<u>660 円</u>	<u>660 円</u>	[講演台	[<u>640 円</u>	<u>640 円</u>	[
	司会者台	略]	<u>220 円</u>	<u>220 円</u>	略]	司会者台	略]	<u>210 円</u>	<u>210 円</u>	略]
	長机		<u>220 円</u>	<u>220 円</u>		長机		<u>210 円</u>	<u>210 円</u>	
	[略]		[略]	[略]		[略]		[略]	[略]	
	指揮台		<u>220 円</u>	<u>220 円</u>		指揮台		<u>210 円</u>	<u>210 円</u>	
	[略]		[略]	[略]		[略]		[略]	[略]	
	音響反射板		<u>6,040 円</u>	<u>3,840 円</u>		音響反射板		<u>5,930 円</u>	<u>3,770 円</u>	
	オーケストラピット		<u>3,840 円</u>	[略]		オーケストラピット		<u>3,770 円</u>	[略]	
	迫り能舞台		<u>3,300 円</u>	[略]		迫り能舞台		<u>3,240 円</u>	[略]	
	松羽目		<u>1,100 円</u>	<u>660 円</u>		松羽目		<u>1,080 円</u>	<u>640 円</u>	
	竹羽目		<u>1,100 円</u>	<u>660 円</u>		竹羽目		<u>1,080 円</u>	<u>640 円</u>	
	びょうぶ		<u>1,640 円</u>	<u>1,100 円</u>		びょうぶ		<u>1,610 円</u>	<u>1,080 円</u>	
	[略]		[略]	[略]		[略]		[略]	[略]	
	仮設本花道		<u>14,240 円</u>	[略]		仮設本花道		<u>13,980 円</u>	[略]	
	脇花道		<u>2,200 円</u>	<u>1,100 円</u>		脇花道		<u>2,160 円</u>	<u>1,080 円</u>	
	オーケストラ用ヒナ段		<u>6,040 円</u>	[略]		オーケストラ用ヒナ段		<u>5,930 円</u>	[略]	
	所作台		<u>5,500 円</u>	<u>2,740 円</u>		所作台		<u>5,400 円</u>	<u>2,690 円</u>	
	平台		<u>220 円</u>	<u>220 円</u>		平台		<u>210 円</u>	<u>210 円</u>	

タシ台	220 円	220 円
[略]	[略]	[略]
引枠	220 円	220 円
オーケスト	6,040 円	[略]
トラピット		
ト大階段		
[略]	[略]	[略]
地がすり	1,100 円	1,100 円
幕	1,100 円	660 円
大太鼓	320 円	320 円
[略]	[略]	[略]
めくり台	220 円	220 円
旗パネル	220 円	220 円
雪かご	320 円	320 円
[略]	[略]	[略]
ドライアイ	1,100 円	1,100 円
スマシ		
ン		
畳	220 円	220 円
バレエ用	2,200 円	1,100 円
シート		
背景	1,100 円	1,100 円
浪曲台 (660 円	660 円
4点セッ		
ト)		
高座台	660 円	660 円
[略]	[略]	[略]
講座台	220 円	220 円
寄席舞台	5,500 円	5,500 円
日舞囲い	2,200 円	2,200 円
黒板	220 円	220 円
姿見	220 円	220 円

音響設備	Aセット	[略]	7,700 円	5,500 円	[略]
	Bセット		12,040 円	9,900 円	[略]
	Cセット		17,600 円	14,240 円	
	副調整卓	[略]	2,200 円	1,640 円	
	マイクロ	[略]	1,320 円	1,320 円	
	ホン				
	ワイヤレス		2,200 円	2,200 円	
	マイク				
	装置				
エレベーター		540 円	540 円		
マイク					
装置					
3点吊り		540 円	540 円		
マイク					
装置					
2点吊り		540 円	[略]		
マイク					
装置					

タシ台	210 円	210 円
[略]	[略]	[略]
引枠	210 円	210 円
オーケスト	5,930 円	[略]
トラピット		
ト大階段		
[略]	[略]	[略]
地がすり	1,080 円	1,080 円
幕	1,080 円	640 円
大太鼓	310 円	310 円
[略]	[略]	[略]
めくり台	210 円	210 円
旗パネル	210 円	210 円
雪かご	310 円	310 円
[略]	[略]	[略]
ドライアイ	1,080 円	1,080 円
スマシ		
ン		
畳	210 円	210 円
バレエ用	2,160 円	1,080 円
シート		
背景	1,080 円	1,080 円
浪曲台 (640 円	640 円
4点セッ		
ト)		
高座台	640 円	640 円
[略]	[略]	[略]
講座台	210 円	210 円
寄席舞台	5,400 円	5,400 円
日舞囲い	2,160 円	2,160 円
黒板	210 円	210 円
姿見	210 円	210 円

音響設備	Aセット	[略]	7,560 円	5,400 円	[略]
	Bセット		11,820 円	9,720 円	[略]
	Cセット		17,280 円	13,980 円	
	副調整卓	[略]	2,160 円	1,610 円	
	マイクロ	[略]	1,290 円	1,290 円	
	ホン				
	ワイヤレス		2,160 円	2,160 円	
	マイク				
	装置				
エレベーター		530 円	530 円		
マイク					
装置					
3点吊り		530 円	530 円		
マイク					
装置					
2点吊り		530 円	[略]		
マイク					
装置					

テープレコーダー	1,100円	1,100円
レコードプレーヤー	1,100円	1,100円
ステージスピーカー	1,100円	1,100円
はね返りスピーカー	1,100円	1,100円
残響付加装置	2,200円	2,200円
移動型スピーカー	1,100円	1,100円
[略]	[略]	[略]
CDプレーヤー	1,100円	1,100円
MDレコーダー	1,100円	1,100円
DATレコーダー	1,100円	1,100円

テープレコーダー	1,080円	1,080円
レコードプレーヤー	1,080円	1,080円
ステージスピーカー	1,080円	1,080円
はね返りスピーカー	1,080円	1,080円
残響付加装置	2,160円	2,160円
移動型スピーカー	1,080円	1,080円
[略]	[略]	[略]
CDプレーヤー	1,080円	1,080円
MDレコーダー	1,080円	1,080円
DATレコーダー	1,080円	1,080円

照明設備	Aセット	[略]	15,400円	5,500円	[略]
	Bセット		25,240円	13,200円	[略]
	Cセット		45,040円	24,200円	
	Dセット		61,600円	[略]	
	フットライト	[略]	1,100円	660円	
	花道フットライト		660円	[略]	
	ボーダーライト		1,640円	1,100円	
	アッパーホリゾン		1,640円	1,100円	
	トライト				
	大アッパーホリ		2,740円	[略]	
	ゾン				
	トライト				
	ローアホリ		1,980円	1,100円	
	ゾン				
	トライト				
	音響反射板		2,200円	1,100円	
	ライトA				
	音響反射板		1,100円	[略]	
	ライトB				
	クセノン		2,740円	1,640円	
	ピンスポ				

照明設備	Aセット	[略]	15,120円	5,400円	[略]
	Bセット		24,780円	12,960円	[略]
	Cセット		44,220円	23,760円	
	Dセット		60,480円	[略]	
	フットライト	[略]	1,080円	640円	
	花道フットライト		640円	[略]	
	ボーダーライト		1,610円	1,080円	
	アッパーホリゾン		1,610円	1,080円	
	トライト				
	大アッパーホリ		2,690円	[略]	
	ゾン				
	トライト				
	ローアホリ		1,940円	1,080円	
	ゾン				
	トライト				
	音響反射板		2,160円	1,080円	
	ライトA				
	音響反射板		1,080円	[略]	
	ライトB				
	クセノン		2,690円	1,610円	
	ピンスポ				

	ットライト スポット ライト (1 キロワ ット未満)		<u>270 円</u>	<u>270 円</u>	
	[略]		[略]	[略]	
	スポット ライト (1.5 キロワ ット以 上)		<u>660 円</u>	<u>660 円</u>	
	ストリッ プライ ト (4 灯)		<u>220 円</u>	<u>220 円</u>	
	ストリッ プライ ト (8 灯)		<u>440 円</u>	<u>440 円</u>	
	プロジェ クター スポッ ト		<u>1,320 円</u>	<u>1,320 円</u>	
	スパイ ラルマ シン		<u>660 円</u>	<u>660 円</u>	
	ディス クマシ ン		<u>660 円</u>	<u>660 円</u>	
	プリズ ムマシ ン		<u>660 円</u>	<u>660 円</u>	
	カレイ ドマシ ン		<u>660 円</u>	<u>660 円</u>	
	フリッ カーマ シン		<u>660 円</u>	<u>660 円</u>	
	波のリ ップル マシ ン		<u>660 円</u>	<u>660 円</u>	
	フィル ムマシ ン		<u>660 円</u>	<u>660 円</u>	
	[略]		[略]	[略]	
	マルチ ストロ ボ		<u>660 円</u>	<u>660 円</u>	
	ミラー ボール		<u>660 円</u>	<u>660 円</u>	
	[略]		[略]	[略]	
	ブラッ クライ ト		<u>220 円</u>	<u>220 円</u>	
	星球		<u>2,740 円</u>	<u>2,740 円</u>	
	[略]		[略]	[略]	
その 他	グランド ピアノ A グランド	[略]	<u>11,000 円</u>	<u>7,700 円</u>	[略]
			<u>3,840 円</u>	<u>3,840 円</u>	

	ットライト スポット ライト (1 キロワ ット未満)		<u>260 円</u>	<u>260 円</u>	
	[略]		[略]	[略]	
	スポット ライト (1.5 キロワ ット以 上)		<u>640 円</u>	<u>640 円</u>	
	ストリッ プライ ト (4 灯)		<u>210 円</u>	<u>210 円</u>	
	ストリッ プライ ト (8 灯)		<u>430 円</u>	<u>430 円</u>	
	プロジェ クター スポッ ト		<u>1,290 円</u>	<u>1,290 円</u>	
	スパイ ラルマ シン		<u>640 円</u>	<u>640 円</u>	
	ディス クマシ ン		<u>640 円</u>	<u>640 円</u>	
	プリズ ムマシ ン		<u>640 円</u>	<u>640 円</u>	
	カレイ ドマシ ン		<u>640 円</u>	<u>640 円</u>	
	フリッ カーマ シン		<u>640 円</u>	<u>640 円</u>	
	波のリ ップル マシ ン		<u>640 円</u>	<u>640 円</u>	
	フィル ムマシ ン		<u>640 円</u>	<u>640 円</u>	
	[略]		[略]	[略]	
	マルチ ストロ ボ		<u>640 円</u>	<u>640 円</u>	
	ミラー ボール		<u>640 円</u>	<u>640 円</u>	
	[略]		[略]	[略]	
	ブラッ クライ ト		<u>210 円</u>	<u>210 円</u>	
	星球		<u>2,690 円</u>	<u>2,690 円</u>	
	[略]		[略]	[略]	
その 他	グランド ピアノ A グランド	[略]	<u>10,800 円</u>	<u>7,560 円</u>	[略]
			<u>3,770 円</u>	<u>3,770 円</u>	

ピアノB			
チェンバロ	5,500円	5,500円	
パイプオルガン	3,300円	3,300円	
エレクトーン	2,420円	2,420円	
35ミリ16ミリ兼用映写機	1,640円	[略]	
16ミリ映写機	[略]	1,100円	
オーバーヘッドプロジェクター	760円	760円	
浴室	540円	540円	
洗濯室	540円	[略]	
スクリーン	1,100円	1,100円	
スライドプロジェクター	1,320円	1,320円	

(2) リハーサル室、練習室、集会室、和室、茶室、多目的ホール及び展示室の附属設備の利用料金

名称	単位	利用料金	備考
リハーサル室・練習室	[略]	220円	[略]
長机	[略]	[略]	
指揮台	[略]	220円	
平台	[略]	220円	
拡声装置A	[略]	1,640円	
拡声装置B	[略]	2,200円	
移動型スピーカー	[略]	1,100円	
テープレコーダー	[略]	1,100円	
レコードプレーヤー	[略]	1,100円	
マイクロホン	[略]	1,320円	
[略]	[略]	[略]	
スポットライト	[略]	270円	
グランドピアノ	[略]	2,200円	
アップライトピアノ	[略]	1,640円	
ドラムセット	[略]	880円	
楽器用アンプ	[略]	540円	

ピアノB			
チェンバロ	5,400円	5,400円	
パイプオルガン	3,240円	3,240円	
エレクトーン	2,370円	2,370円	
35ミリ16ミリ兼用映写機	1,610円	[略]	
16ミリ映写機	[略]	1,080円	
オーバーヘッドプロジェクター	750円	750円	
浴室	530円	530円	
洗濯室	530円	[略]	
スクリーン	1,080円	1,080円	
スライドプロジェクター	1,290円	1,290円	

(2) リハーサル室、練習室、集会室、和室、茶室、多目的ホール及び展示室の附属設備の利用料金

名称	単位	利用料金	備考
リハーサル室・練習室	[略]	210円	[略]
長机	[略]	[略]	
指揮台	[略]	210円	
平台	[略]	210円	
拡声装置A	[略]	1,610円	
拡声装置B	[略]	2,160円	
移動型スピーカー	[略]	1,080円	
テープレコーダー	[略]	1,080円	
レコードプレーヤー	[略]	1,080円	
マイクロホン	[略]	1,290円	
[略]	[略]	[略]	
スポットライト	[略]	260円	
グランドピアノ	[略]	2,160円	
アップライトピアノ	[略]	1,610円	
ドラムセット	[略]	860円	
楽器用アンプ	[略]	530円	

	黒板		220 円	
集会室・和室・茶室	演台	[660 円	[略]
	拡声装置	略]	1,640 円	
	テープレコーダー		1,100 円	
	スライドプロジェクター		1,320 円	
	オーバーヘッドプロジェクター		760 円	
	茶道具		1,100 円	
	テレビ、ビデオセット		1,640 円	
	ビデオプロジェクター		570 円	
	ワイヤレスマイク装置		2,200 円	
	[略]		[略]	
多目的ホール	ダンスフロア	[3,960 円	[略]
	ステージ	略]	880 円	
	演台		660 円	
	司会者台		220 円	
	びょうぶ		1,100 円	
	旗パネル		220 円	
	拡声装置		1,640 円	
	マイクロホン		1,320 円	
	ワイヤレスマイク装置		2,200 円	
	テープレコーダー		1,100 円	
	レコードプレーヤー		1,100 円	
	[略]		[略]	
	スポットライト		270 円	
	[略]		[略]	
	グランドピアノ		3,300 円	
	エレクトーン		2,420 円	
	黒板		220 円	
CDプレーヤー		1,100 円		
展示室	[略]	[[略]	[略]
	展示ケース	略]	270 円	
	[略]		[略]	
	拡声装置		2,200 円	
	長机		220 円	
[略]		[略]		

(3) その他の附属設備の利用料金

名 称	単 位	利用料金	備 考
立看板・吊看板	[220 円	[略]
[略]	略]	[略]	
姿見		220 円	

	黒板		210 円	
集会室・和室・茶室	演台	[640 円	[略]
	拡声装置	略]	1,610 円	
	テープレコーダー		1,080 円	
	スライドプロジェクター		1,290 円	
	オーバーヘッドプロジェクター		750 円	
	茶道具		1,080 円	
	テレビ、ビデオセット		1,610 円	
	ビデオプロジェクター		560 円	
	ワイヤレスマイク装置		2,160 円	
	[略]		[略]	
多目的ホール	ダンスフロア	[3,880 円	[略]
	ステージ	略]	860 円	
	演台		640 円	
	司会者台		210 円	
	びょうぶ		1,080 円	
	旗パネル		210 円	
	拡声装置		1,610 円	
	マイクロホン		1,290 円	
	ワイヤレスマイク装置		2,160 円	
	テープレコーダー		1,080 円	
	レコードプレーヤー		1,080 円	
	[略]		[略]	
	スポットライト		260 円	
	[略]		[略]	
	グランドピアノ		3,240 円	
	エレクトーン		2,370 円	
	黒板		210 円	
CDプレーヤー		1,080 円		
展示室	[略]	[[略]	[略]
	展示ケース	略]	260 円	
	[略]		[略]	
	拡声装置		2,160 円	
	長机		210 円	
[略]		[略]		

(3) その他の附属設備の利用料金

名 称	単 位	利用料金	備 考
立看板・吊看板	[210 円	[略]
[略]	略]	[略]	
姿見		210 円	

CDプレーヤー		1,100円	
---------	--	--------	--

備考 [略]

2 市民会館うらわ

(1) ホールの附属設備の利用料金

名 称	単 位	利用料金	備 考		
舞 台 設 備	[略]	講演台	320円 [略]		
		指揮台	220円		
		[略]	[略]		
		スクリーン	710円		
		反響板	1,420円		
		びょうぶ(金・鳥の子)	710円		
		所作台	2,200円		
		[略]	[略]		
		舞台毛せん	710円		
		地がすり	710円		
		[略]	[略]		
グランドピアノ		2,200円			
音 響 設 備	[略]	拡声装置	1,420円 [略]		
		三点吊り装置	440円		
		コンデンサーマイク	880円		
		ダイナミックマイク	220円		
		ワイヤレスマイク	1,100円		
		エレベーターマイク装置	280円		
		CDプレーヤー	710円		
		カセットテープレコーダー	710円		
		オープンテープレコーダー	710円		
		ステージスピーカー	880円		
		[略]	[略]		
		照 明 設 備	[略]	フットライト	710円 [略]
				ボーダーライト	710円
アッパーホリゾン トライト	710円				
[略]	[略]				
反響板固定ライ ト	1,420円				
[略]	[略]				
スポットライト (1キロワット 以下)	220円				
ピンスポットラ イト	1,100円				

CDプレーヤー		1,080円	
---------	--	--------	--

備考 [略]

2 市民会館うらわ

(1) ホールの附属設備の利用料金

名 称	単 位	利用料金	備 考		
舞 台 設 備	[略]	講演台	310円 [略]		
		指揮台	210円		
		[略]	[略]		
		スクリーン	690円		
		反響板	1,390円		
		びょうぶ(金・鳥の子)	690円		
		所作台	2,160円		
		[略]	[略]		
		舞台毛せん	690円		
		地がすり	690円		
		[略]	[略]		
グランドピアノ		2,160円			
音 響 設 備	[略]	拡声装置	1,390円 [略]		
		三点吊り装置	430円		
		コンデンサーマイク	860円		
		ダイナミックマイク	210円		
		ワイヤレスマイク	1,080円		
		エレベーターマイク装置	270円		
		CDプレーヤー	690円		
		カセットテープレコーダー	690円		
		オープンテープレコーダー	690円		
		ステージスピーカー	860円		
		[略]	[略]		
		照 明 設 備	[略]	フットライト	690円 [略]
				ボーダーライト	690円
アッパーホリゾン トライト	690円				
[略]	[略]				
反響板固定ライ ト	1,390円				
[略]	[略]				
スポットライト (1キロワット 以下)	210円				
ピンスポットラ イト	1,080円				

その他	16ミリ映写機	[<u>540円</u>	[略]
	スライドプロジェクター	略]	<u>280円</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター		<u>440円</u>	
	ビデオプロジェクター		<u>570円</u>	
	[略]		[略]	

(2) ホール以外の附属設備の利用料金

名称	単位	利用料金	備考
グランドピアノ	[<u>710円</u>	[略]
[略]	略]	[略]	
16ミリ映写機(移動型)		<u>440円</u>	
スポットライト(0.5キロワット以下)		<u>280円</u>	
スライドプロジェクター		<u>280円</u>	
オーバーヘッドプロジェクター		<u>440円</u>	
ビデオプロジェクター		<u>570円</u>	
テレビ・ビデオセット		<u>1,100円</u>	
レクチャーアンプ		<u>220円</u>	
拡声装置		<u>320円</u>	
カセットテープレコーダー		<u>220円</u>	
CDラジオカセット		<u>220円</u>	
金びょうぶ		<u>710円</u>	
[略]		[略]	

備考 [略]

3 市民会館おおみや

(1) ホールの附属設備の利用料金

名称	単位	利用料金	備考
舞 講演台	[<u>820円</u>	[略]
台 司会台	略]	<u>310円</u>	
設 机		<u>220円</u>	
備 指揮台		<u>310円</u>	
		[略]	
		<u>8,360円</u>	
		<u>3,570円</u>	
		<u>230円</u>	
		[略]	
		<u>220円</u>	

その他	16ミリ映写機	[<u>530円</u>	[略]
	スライドプロジェクター	略]	<u>270円</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター		<u>430円</u>	
	ビデオプロジェクター		<u>560円</u>	
	[略]		[略]	

(2) ホール以外の附属設備の利用料金

名称	単位	利用料金	備考
グランドピアノ	[<u>690円</u>	[略]
[略]	略]	[略]	
16ミリ映写機(移動型)		<u>430円</u>	
スポットライト(0.5キロワット以下)		<u>270円</u>	
スライドプロジェクター		<u>270円</u>	
オーバーヘッドプロジェクター		<u>430円</u>	
ビデオプロジェクター		<u>560円</u>	
テレビ・ビデオセット		<u>1,080円</u>	
レクチャーアンプ		<u>210円</u>	
拡声装置		<u>310円</u>	
カセットテープレコーダー		<u>210円</u>	
CDラジオカセット		<u>210円</u>	
金びょうぶ		<u>690円</u>	
[略]		[略]	

備考 [略]

3 市民会館おおみや

(1) ホールの附属設備の利用料金

名称	単位	利用料金	備考
舞 講演台	[<u>810円</u>	[略]
台 司会台	略]	<u>300円</u>	
設 机		<u>210円</u>	
備 指揮台		<u>300円</u>	
		[略]	
		<u>8,200円</u>	
		<u>3,500円</u>	
		<u>220円</u>	
		[略]	
		<u>210円</u>	

	[略] 上敷ござ (大)	[略]	330 円			[略] 上敷ござ (大)	[略]	320 円	
	[略] びょうぶ (大ホール)	[略]	2,490 円			[略] びょうぶ (大ホール)	[略]	2,440 円	
	びょうぶ (小ホール)		1,780 円			びょうぶ (小ホール)		1,740 円	
	太鼓 (大ホール)		510 円			太鼓 (大ホール)		500 円	
	まわり舞台 (大ホール)		1,780 円			まわり舞台 (大ホール)		1,740 円	
	迫り (大ホール)		1,780 円			迫り (大ホール)		1,740 円	
	反響板 (大ホール)		6,690 円			反響板 (大ホール)		6,570 円	
	オーケストラピット (大ホール)		5,000 円			オーケストラピット (大ホール)		4,910 円	
	松羽目 (大ホール)		1,660 円			松羽目 (大ホール)		1,630 円	
	竹羽目 (大ホール)		1,660 円			竹羽目 (大ホール)		1,630 円	
	スクリーン (大ホール)		1,660 円			スクリーン (大ホール)		1,630 円	
	スクリーン (小ホール)		820 円			スクリーン (小ホール)		810 円	
	幕 (大ホール)		1,660 円			幕 (大ホール)		1,630 円	
	ピアノ A (大ホール)		11,830 円			ピアノ A (大ホール)		11,620 円	
	ピアノ B (大ホール)		4,160 円			ピアノ B (大ホール)		4,090 円	
	ピアノ C (小ホール)		2,980 円			ピアノ C (小ホール)		2,930 円	
音響設備	拡声装置 (大ホール)	[略]	5,000 円	[略]		拡声装置 (大ホール)	[略]	4,910 円	[略]
	拡声装置 (小ホール)		1,780 円			拡声装置 (小ホール)		1,740 円	
	コンデンサーマイク		1,660 円			コンデンサーマイク		1,630 円	
	ダイナミックマイク		820 円			ダイナミックマイク		810 円	
	ステレオマイク		1,660 円			ステレオマイク		1,630 円	
	ワイヤレスマイク		3,340 円			ワイヤレスマイク		3,280 円	
	エレベーターマイク装置		820 円			エレベーターマイク装置		810 円	
	三点つりマイク装置		820 円			三点つりマイク装置		810 円	
	エコー装置		1,180 円			エコー装置		1,160 円	
	テープレコーダ		1,180 円			テープレコーダ		1,160 円	

	一				一			
	CDプレーヤー [略]		<u>1,180 円</u> [略]		CDプレーヤー [略]		<u>1,160 円</u> [略]	
	ステージスピー カー		<u>3,570 円</u>		ステージスピー カー		<u>3,500 円</u>	
	モニタースピー カー		<u>2,090 円</u>		モニタースピー カー		<u>2,050 円</u>	
	ポータブルミキ サー		<u>820 円</u>		ポータブルミキ サー		<u>810 円</u>	
	16ミリ映写機 (大ホール)		<u>880 円</u>		16ミリ映写機 (大ホール)		<u>860 円</u>	
	16ミリ映写機 (小ホール)		<u>510 円</u>		16ミリ映写機 (小ホール)		<u>500 円</u>	
照明 設備	フットライト (大ホール)	[略]	<u>1,660 円</u>	[略]	フットライト (大ホール)	[略]	<u>1,630 円</u>	[略]
	フットライト (小ホール)		<u>1,040 円</u>		フットライト (小ホール)		<u>1,020 円</u>	
	花道フットライ ト (大ホール)		<u>700 円</u>		花道フットライ ト (大ホール)		<u>680 円</u>	
	ボーダーライ ト (大ホール)		<u>1,780 円</u>		ボーダーライ ト (大ホール)		<u>1,740 円</u>	
	ボーダーライ ト (小ホール)		<u>1,040 円</u>		ボーダーライ ト (小ホール)		<u>1,020 円</u>	
	スポットライ ト (0.5キ ロワット)		<u>280 円</u>		スポットライ ト (0.5キ ロワット)		<u>270 円</u>	
	[略]		[略]		[略]		[略]	
	スポットライ ト (1.5キ ロワット)		<u>700 円</u>		スポットライ ト (1.5キ ロワット)		<u>680 円</u>	
	クセノンピン スポットライ ト (大ホ ール)		<u>5,000 円</u>		クセノンピン スポットライ ト (大ホ ール)		<u>4,910 円</u>	
	クセノンピン スポットライ ト (小ホ ール)		<u>3,140 円</u>		クセノンピン スポットライ ト (小ホ ール)		<u>3,080 円</u>	
	アッパーホ リゾン トライ ト (大 ホ ール)		<u>2,490 円</u>		アッパーホ リゾン トライ ト (大 ホ ール)		<u>2,440 円</u>	
	アッパーホ リゾン トライ ト (小 ホ ール)		<u>1,570 円</u>		アッパーホ リゾン トライ ト (小 ホ ール)		<u>1,540 円</u>	
	ローア ホリ ゾン ト ライ ト (大 ホ ール)		<u>330 円</u>		ローア ホリ ゾン ト ライ ト (大 ホ ール)		<u>320 円</u>	
	[略]		[略]		[略]		[略]	
	リニアエ フェク トマシ ーン		<u>820 円</u>		リニアエ フェク トマシ ーン		<u>810 円</u>	
ディス クマシ ーン		<u>820 円</u>		ディス クマシ ーン		<u>810 円</u>		

ダブルマシーン		820 円	
リップルマシーン		700 円	
オーロラマシーン		820 円	
ホノオマシーン		880 円	
ストロボマシーン		880 円	
スライドキャリア		820 円	
ビーマックスライト		700 円	
プロジェクタースポット		1,410 円	
ミラーボール		820 円	
[略]		[略]	
プロジェクター		570 円	
[略]		[略]	

(2) ホール以外の附属設備の利用料金

名 称	単位	利用料金	備 考
拡声装置（第3集会室～第5集会室）	1 式	1,180 円	マイク 1 本、マイクスタンド付き
マイク（第3集会室～第5集会室）	1 本	460 円	マイクスタンド付き

備考

- 1 持込電気器具の電気料は、出力1キロワットまでのものは1台1回の利用につき220円、出力1キロワットを超えるものは1台1回の利用につき220円に1キロワット増すごとに220円を加算した額とする。この場合において、1キロワットを超える部分に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算する。

2・3 [略]

4 市民会館いわつき

(1) ホールの附属設備の利用料金

名 称	単位	利用料金	備 考
舞 台	[1,570 円	[略]
ピアノ			
びょうぶ	略]	1,570 円	
じゅうたん		520 円	
[略]		[略]	
講演台		620 円	
[略]		[略]	
看板用枠（舞台用）		310 円	
[略]		[略]	

ダブルマシーン		810 円	
リップルマシーン		680 円	
オーロラマシーン		810 円	
ホノオマシーン		860 円	
ストロボマシーン		860 円	
スライドキャリア		810 円	
ビーマックスライト		680 円	
プロジェクタースポット		1,380 円	
ミラーボール		810 円	
[略]		[略]	
プロジェクター		560 円	
[略]		[略]	

(2) ホール以外の附属設備の利用料金

名 称	単位	利用料金	備 考
拡声装置（第3集会室～第5集会室）	1 式	1,160 円	マイク 1 本、マイクスタンド付き
マイク（第3集会室～第5集会室）	1 本	450 円	マイクスタンド付き

備考

- 1 持込電気器具の電気料は、出力1キロワットまでのものは1台1回の利用につき210円、出力1キロワットを超えるものは1台1回の利用につき210円に1キロワット増すごとに200円を加算した額とする。この場合において、1キロワットを超える部分に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算する。

2・3 [略]

4 市民会館いわつき

(1) ホールの附属設備の利用料金

名 称	単位	利用料金	備 考
舞 台	[1,540 円	[略]
ピアノ			
びょうぶ	略]	1,540 円	
じゅうたん		510 円	
[略]		[略]	
講演台		610 円	
[略]		[略]	
看板用枠（舞台用）		300 円	
[略]		[略]	

	国旗・市旗（舞台用）		520 円	
音響設備	拡声装置	[略]	<u>3,140 円</u>	[略]
	マイクロホンA	[略]	<u>1,040 円</u>	
	マイクロホンB		<u>830 円</u>	
	マイクロホンC		<u>520 円</u>	
	ワイヤレスマイク		<u>2,090 円</u>	
	レコードプレーヤー		<u>1,040 円</u>	
	CDプレーヤー		<u>1,570 円</u>	
	MDプレーヤー		<u>1,570 円</u>	
	テープレコーダー		<u>1,570 円</u>	
	カセットテープレコーダーA		<u>1,570 円</u>	
	カセットテープレコーダーB		<u>620 円</u>	
	ステージモニタースピーカーA		<u>1,570 円</u>	
	ステージモニタースピーカーB		<u>1,040 円</u>	
	ステージモニタースピーカーC		<u>620 円</u>	
	[略]		[略]	
	サブミキサーA		<u>4,190 円</u>	
	サブミキサーB		<u>2,090 円</u>	
マルチケーブル（50m）		<u>1,040 円</u>		
マルチケーブル（30m）		<u>1,040 円</u>		
マルチケーブル（10m）		<u>620 円</u>		
照明設備	ボーダーライト	[略]	<u>1,040 円</u>	[略]
	フロントスポットライト	[略]	<u>520 円</u>	
	シーリングスポットライト		<u>520 円</u>	
	サスペンションライト		<u>1,040 円</u>	
	アッパーホリゾン トライト		<u>1,570 円</u>	
	ロアーホリゾン トライト		<u>1,040 円</u>	
	ピンスポットライト		<u>1,040 円</u>	
	トーメンタルス ポットライト		<u>520 円</u>	
	スポットライト		<u>520 円</u>	
	フットライト		<u>1,040 円</u>	

	国旗・市旗（舞台用）		510 円	
音響設備	拡声装置	[略]	<u>3,080 円</u>	[略]
	マイクロホンA	[略]	<u>1,020 円</u>	
	マイクロホンB		<u>820 円</u>	
	マイクロホンC		<u>510 円</u>	
	ワイヤレスマイク		<u>2,050 円</u>	
	レコードプレーヤー		<u>1,020 円</u>	
	CDプレーヤー		<u>1,540 円</u>	
	MDプレーヤー		<u>1,540 円</u>	
	テープレコーダー		<u>1,540 円</u>	
	カセットテープレコーダーA		<u>1,540 円</u>	
	カセットテープレコーダーB		<u>610 円</u>	
	ステージモニタースピーカーA		<u>1,540 円</u>	
	ステージモニタースピーカーB		<u>1,020 円</u>	
	ステージモニタースピーカーC		<u>610 円</u>	
	[略]		[略]	
	サブミキサーA		<u>4,110 円</u>	
	サブミキサーB		<u>2,050 円</u>	
マルチケーブル（50m）		<u>1,020 円</u>		
マルチケーブル（30m）		<u>1,020 円</u>		
マルチケーブル（10m）		<u>610 円</u>		
照明設備	ボーダーライト	[略]	<u>1,020 円</u>	[略]
	フロントスポットライト	[略]	<u>510 円</u>	
	シーリングスポットライト		<u>510 円</u>	
	サスペンションライト		<u>1,020 円</u>	
	アッパーホリゾン トライト		<u>1,540 円</u>	
	ロアーホリゾン トライト		<u>1,020 円</u>	
	ピンスポットライト		<u>1,020 円</u>	
	トーメンタルス ポットライト		<u>510 円</u>	
	スポットライト		<u>510 円</u>	
	フットライト		<u>1,020 円</u>	

	効果器		520 円	
	ミラーボール		1,040 円	
	カラーフィルタ		2,090 円	
	ー			
	[略]		[略]	
その他	空調料	[4,710 円	[略]
	空調料 (暖房)	略]	3,140 円	
	空調料 (冷房)		4,190 円	
	16ミリ映写機		520 円	
	35ミリ映写機		1,040 円	
	映写室		1,040 円	
	スクリーン		1,040 円	
	[略]		[略]	

	効果器		510 円	
	ミラーボール		1,020 円	
	カラーフィルタ		2,050 円	
	ー			
	[略]		[略]	
その他	空調料	[4,620 円	[略]
	空調料 (暖房)	略]	3,080 円	
	空調料 (冷房)		4,110 円	
	16ミリ映写機		510 円	
	35ミリ映写機		1,020 円	
	映写室		1,020 円	
	スクリーン		1,020 円	
	[略]		[略]	

(2) ホール以外の附属設備の利用料金

名 称	単位	利用料金	備 考
プロジェクター	1 台	570 円	
スクリーン	1 台	200 円	移動型
コインロッカー	1 台	50 円	
アンプ	1 式	520 円	マイク 2 本付き
カセットテープレコーダー	1 台	620 円	
持込み電気器具用電源	1 キロワット	150 円	単位は、持込器具 1 台につき表示された消費電力による。1 キロワットに満たない部分は、1 キロワットとする。

備考 [略]

(2) ホール以外の附属設備の利用料金

名 称	単位	利用料金	備 考
プロジェクター	1 台	560 円	
スクリーン	1 台	200 円	移動型
コインロッカー	1 台	50 円	
アンプ	1 式	510 円	マイク 2 本付き
カセットテープレコーダー	1 台	610 円	
持込み電気器具用電源	1 キロワット	150 円	単位は、持込器具 1 台につき表示された消費電力による。1 キロワットに満たない部分は、1 キロワットとする。

備考 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市文化会館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の附属設備の利用に係る利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の附属設備の利用に係る利用

料金で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後の附属設備の利用に係る利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

さいたま市規則第57号

さいたま市伝統文化施設条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市伝統文化施設条例施行規則（平成13年さいたま市規則第173号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
(1) 恭慶館の附属設備利用料金				(1) 恭慶館の附属設備利用料金			
名 称	単 位	利 用 料 金		名 称	単 位	利 用 料 金	
茶道具	[略]	<u>1, 100円</u>		茶道具	[略]	<u>1, 080円</u>	
囲碁セット		<u>220円</u>		囲碁セット		<u>210円</u>	
将棋セット		<u>220円</u>		将棋セット		<u>210円</u>	
備考 [略]				備考 [略]			
(2) 氷川の杜文化館の附属設備利用料金				(2) 氷川の杜文化館の附属設備利用料金			
名 称	単 位	利用料金（1 回につき）	備 考	名 称	単 位	利用料金（1 回につき）	備 考
茶道具	[略]	<u>1, 150円</u>	[略]	茶道具	[略]	<u>1, 130円</u>	[略]
演台		<u>520円</u>		演台		<u>510円</u>	
[略]		[略]		[略]		[略]	
音響装置		<u>1, 250円</u>		音響装置		<u>1, 230円</u>	
ワイヤレスセット		<u>1, 250円</u>		ワイヤレスセット		<u>1, 230円</u>	
16ミリ映写機		<u>1, 150円</u>		16ミリ映写機		<u>1, 130円</u>	
ビデオプロジェクター		<u>1, 250円</u>		ビデオプロジェクター		<u>1, 230円</u>	
スポットライト		<u>310円</u>		スポットライト		<u>300円</u>	
[略]		[略]		[略]		[略]	
備考 [略]				備考 [略]			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市伝統文化施設条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の附属設備の利用に係る利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の附属設備の利用に係る利用料金で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後の附属設備の利用に係る利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

さいたま市規則第58号

さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則（平成22年さいたま市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）			
1 企画展示室の附属設備の使用料				1 企画展示室の附属設備の使用料			
附属設備の 名称	単位	使用料（1日 につき）	備考	附属設備の 名称	単位	使用料（1日 につき）	備考
[略]				[略]			
AV装置	[略]	<u>2, 780円</u>		AV装置	[略]	<u>2, 730円</u>	
2 講座室の附属設備の使用料				2 講座室の附属設備の使用料			
附属設備の 名称	単位	使用料（1回 につき）	備考	附属設備の 名称	単位	使用料（1回 につき）	備考
[略]				[略]			
拡声装置	[略]	<u>590円</u>	[略]	拡声装置	[略]	<u>580円</u>	[略]
3 その他の附属設備の使用料				3 その他の附属設備の使用料			
附属設備の 名称	単位	使用料（1回 につき）	備考	附属設備の 名称	単位	使用料（1回 につき）	備考
音声ガイド 機器	[略]	<u>310円</u>		音声ガイド 機器	[略]	<u>300円</u>	
DLPプロ ジェクター	[略]	<u>1, 040円</u>	[略]	DLPプロ ジェクター	[略]	<u>1, 020円</u>	[略]
[略]				[略]			
備考 [略]				備考 [略]			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則別表の規定は、

この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の附属設備の利用に係る使用料で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の附属設備の利用に係る使用料で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後の附属設備の利用に係る使用料で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

さいたま市規則第59号

さいたま市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市体育館条例施行規則（平成22年さいたま市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第2（第5条関係）					別表第2（第5条関係）				
1 浦和駒場体育館					1 浦和駒場体育館				
種別		単位	額（1回につき）	摘要	種別		単位	額（1回につき）	摘要
電光得点板		[略]	<u>1,100円</u>		電光得点板		[略]	<u>1,080円</u>	
放送設備	競技場	[略]	<u>1,100円</u>		放送設備	競技場	[略]	<u>1,080円</u>	
	第1体育室		<u>320円</u>			第1体育室		<u>310円</u>	
[略]					[略]				
ビデオデッキ		[略]	<u>320円</u>		ビデオデッキ		[略]	<u>310円</u>	
[略]					[略]				
ステージ		[略]	<u>1,100円</u>		ステージ		[略]	<u>1,080円</u>	
[略]					[略]				
ロールバックスタンド		[略]	<u>2,200円</u>		ロールバックスタンド		[略]	<u>2,160円</u>	
空調設備	競技場	[略]	<u>2,440円</u>		空調設備	競技場	[略]	<u>2,400円</u>	
	第1体育室		<u>710円</u>			第1体育室		<u>700円</u>	
	第2体育室		<u>710円</u>			第2体育室		<u>700円</u>	
備考 [略]					備考 [略]				
2 大宮体育館					2 大宮体育館				
種別		単位	額（1回につき）	摘要	種別		単位	額（1回につき）	摘要
放送設備	競技場	[略]	<u>600円</u>		放送設備	競技場	[略]	<u>590円</u>	
	[略]		[略]			[略]		[略]	
[略]					[略]				
備考 [略]					備考 [略]				
3 与野体育館					3 与野体育館				

種別	単位	額（1回につき）	摘要
放送設備	[略]	<u>1,100円</u>	
フロアシート		<u>3,300円</u>	

4 浦和西体育館

種別	単位	額（1回につき）	摘要
場内放送設備	[略]	<u>1,100円</u>	
[略]			
ステージ	[略]	<u>540円</u>	
[略]			

備考 [略]

5 記念総合体育館

種別	単位	額（1回につき）	摘要
ロールバックスタンド	[略]	<u>15,400円</u> <u>2,560円</u>	[略]
電光掲示板		<u>2,740円</u>	
放送設備	メインアリーナ	<u>3,300円</u>	
	サブアリーナ	<u>1,100円</u>	
	多目的室	<u>320円</u>	
ビデオプロジェクター		<u>2,200円</u>	
電光得点表示板（弓道専用）		<u>1,100円</u>	
吊バトン		<u>1,100円</u>	
OHP・スクリーン		<u>1,100円</u>	
テレビ・ビデオデッキ		<u>1,100円</u>	
CD・MDプレーヤー		<u>220円</u>	
[略]			
移動式アンプセット	[略]	<u>320円</u>	
空調設備	メインアリーナ	<u>10,470円</u>	
	サブアリーナ	<u>5,230円</u>	
	多目的室	<u>2,090円</u>	

備考 [略]

種別	単位	額（1回につき）	摘要
放送設備	[略]	<u>1,080円</u>	
フロアシート		<u>3,240円</u>	

4 浦和西体育館

種別	単位	額（1回につき）	摘要
場内放送設備	[略]	<u>1,080円</u>	
[略]			
ステージ	[略]	<u>530円</u>	
[略]			

備考 [略]

5 記念総合体育館

種別	単位	額（1回につき）	摘要
ロールバックスタンド	[略]	<u>15,120円</u> <u>2,510円</u>	[略]
電光掲示板		<u>2,690円</u>	
放送設備	メインアリーナ	<u>3,240円</u>	
	サブアリーナ	<u>1,080円</u>	
	多目的室	<u>310円</u>	
ビデオプロジェクター		<u>2,160円</u>	
電光得点表示板（弓道専用）		<u>1,080円</u>	
吊バトン		<u>1,080円</u>	
OHP・スクリーン		<u>1,080円</u>	
テレビ・ビデオデッキ		<u>1,080円</u>	
CD・MDプレーヤー		<u>210円</u>	
[略]			
移動式アンプセット	[略]	<u>310円</u>	
空調設備	メインアリーナ	<u>10,280円</u>	
	サブアリーナ	<u>5,140円</u>	
	多目的室	<u>2,050円</u>	

備考 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市体育館条例施行規則別表第2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の附属設備の利用に係る利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の附属設備の利用に係る利用料金で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後の附属設備の利用に係る利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

さいたま市規則第60号

さいたま市大宮武道館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市大宮武道館条例施行規則（平成22年さいたま市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
種別	単位	額 (1回につき)	種別	単位	額 (1回につき)
放送設備	[略]	<u>600円</u>	放送設備	[略]	<u>590円</u>
[略]			[略]		
備考	[略]		備考	[略]	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま大宮武道館条例施行規則別表第2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の附属設備の利用に係る利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の附属設備の利用に係る利用料金で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後の附属設備の利用に係る利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。